

子教第2221号
令和2年12月11日

各市町村教育委員会教育長 殿

神奈川県教育委員会教育局
支援部子ども教育支援課長
(公印省略)

県立学校における保健管理等に関するガイドラインの改訂について（依頼）

このことについて、県立学校の教育活動再開後における保健管理等の扱いについては、令和2年5月22日付け事務連絡「県立学校の教育活動の再開等に関するガイドライン（高等学校・中等教育学校）」及び「県立学校の教育活動の再開等に関するガイドライン（特別支援学校）」（以下、「ガイドライン」という）により示したところですが、この度、同年2年12月3日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～の改訂について」により保健管理等に関する新たな考え方が示されたことを踏まえ、「ガイドライン」を改めるとともに、別添写しのとおり県立学校長あて通知しましたので、参考送付します。

貴教育委員会におかれましては、それぞれの地域や学校の実情等に応じた対応が適切に実施されるよう、引き続きの御指導をお願いします。

問合せ先

子ども教育支援課教育指導グループ 本間

TEL 045-210-8217

子ども教育支援課小中学校生徒指導グループ 長田

TEL 045-210-8292

写

保体第 2457 号
令和 2 年 12 月 11 日

各県立高等学校長 様
各県立中等教育学校長 様

保健体育課長
高校教育課長
学校支援課長

県立高等学校及び県立中等教育学校における保健管理等に関するガイドラインの改訂について（通知）

県立高等学校及び県立中等教育学校の教育活動再開後における保健管理等の扱いについては、令和 2 年 5 月 22 日付け事務連絡「県立学校の教育活動の再開等に関するガイドライン（高等学校・中等教育学校）」及び同年 8 月 28 日付け保体第 1884 号「県立高等学校及び県立中等教育学校における保健管理等に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」という）により示したところですが、この度、同年 2 年 12 月 3 日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～の改訂について」により保健管理等に関する新たな考え方が示されたことを踏まえ、「ガイドライン」を改めましたので通知します。

今後は、各学校において、この「ガイドライン」に基づいた感染症予防対策を実施するとともに、引き続き、生徒への指導の徹底を図るようお願いします。

また、令和 2 年 12 月 9 日付け保健体育課長通知「新型コロナウイルス感染症の陽性者が出た場合の当面の対応（通知）」で既に通知した趣旨についても、改めて「ガイドライン」に記載しましたので、取扱いを確認の上、適切に判断し対応されるようお願いします。

なお、今後、県内の感染状況等により、「ガイドライン」の内容については、変更する場合があります。その際は、改めて通知します。

問合せ先

教育活動実施に当たっての保健管理に関すること

保健体育課

保健安全グループ 岡本、菅沼

電話（045）210-8309（直通）

教育活動全般・清掃に関すること

高校教育課

教育課程指導グループ 小野、横谷

電話（045）210-8260（直通）

いじめ、偏見、差別等の防止に関すること

学校支援課

県立学校生徒指導グループ 齋藤、石川

電話（045）210-8295（直通）



特第 1439 号
令和 2 年 12 月 11 日

各県立特別支援学校長 様

保健体育課長
特別支援教育課長
学校支援課長

県立特別支援学校における保健管理等に関するガイドラインの改訂について
(通知)

県立特別支援学校の教育活動再開後における保健管理等の扱いについては、令和 2 年 5 月 22 日付け事務連絡「県立学校の教育活動の再開等に関するガイドライン(特別支援学校)」及び同年 9 月 2 日付け特第 1300 号「県立特別支援学校における保健管理等に関するガイドライン」により示したところですが、この度、同年 12 月 3 日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡『学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～の改訂について』により保健管理等に関する新たな考え方が示されたことを踏まえ、「ガイドライン」を改めましたので通知します。

今後は、各学校において、この「ガイドライン」に基づいた感染症予防対策を実施するとともに、引き続き、児童・生徒等への指導の徹底を図るようお願いします。

また、令和 2 年 12 月 9 日付け保健体育課長通知「新型コロナウイルス感染症の陽性者が出た場合の当面の対応(通知)」で既に通知した趣旨についても、改めて「ガイドライン」に記載しましたので、取扱いを確認の上、適切に判断し対応されるようお願いいたします。

なお、今後、県内の感染状況等により、「ガイドライン」の内容については、変更する場合があります。その際は、改めて通知します。

問合せ先

教育活動実施に当たっての保健管理に関すること

保健体育課

保健安全グループ 岡本、菅沼

電話 (045) 210-8309 (直通)

教育活動全般・清掃に関すること

特別支援教育課

教育指導グループ 山田、荒井

電話 (045) 210-8276 (直通)

いじめ、偏見、差別等の防止に関すること

学校支援課

県立学校生徒指導グループ 齋藤、石川

電話 (045) 210-8295 (直通)

県立高等学校及び県立中等教育学校における保健管理等に関するガイドライン

県立高等学校及び県立中等教育学校の教育活動再開後における保健管理等の扱いについては、令和2年5月22日付け「県立学校の教育活動の再開等に関するガイドライン（高等学校・中等教育学校）」及び同年8月28日付け「県立高等学校及び県立中等教育学校における保健管理等に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」という）により示したところですが、この度、同年12月3日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～の改訂について」により保健管理等に関する新たな考え方が示されたことを踏まえ、「ガイドライン」を改めました。（下線部分が変更点及び追加事項）

今後は、各学校において、この「ガイドライン」に基づいた感染症予防対策を実施するとともに、引き続き、生徒への指導の徹底を図るようお願いします。

また、令和2年12月9日付け保健体育課長通知「新型コロナウイルス感染症の陽性者が出た場合の当面の対応（通知）」で既に通知した趣旨についても、改めて「ガイドライン」に記載しましたので、取扱いを確認の上、適切に判断し対応されるようお願いします。

なお、今後、県内の感染状況等により、「ガイドライン」の内容については、変更する場合があります。その際は、改めて通知します。

1 保健管理等についての改訂の基本的な考え方

- ア 各学校での感染拡大の防止のための感染症対策に引き続き取り組むこと。
- イ 学校教育を継続させるため、マスク着用での学習活動を徹底すること。
- ウ 冬季でも暖かい服装を心がけることや、「二段階換気」など換気の工夫等により可能な限り、常時換気に努めること。
- エ 昼食時など、校内の食事場面の感染症対策を徹底すること。
- オ いじめ、偏見、差別等の防止に向けた取組、指導を徹底すること。

2 学校の教育活動実施に当たっての保健管理について

【感染症予防対策】

(1) 感染症予防対策

ア 登校時における感染症予防対策

(ア) 登校前の対応について

- 生徒には、登校前に検温及び健康観察を行わせ、健康観察票（一部改訂 R02.8.20、ICT を用いることも可）に記載させ、毎回学校に持参させるよう指導すること。健康観察票は、過去16日間（健康観察票1枚表裏）以上のものを

保存させること。

- 発熱等の風邪症状、息苦しさ、強いだるさ等の症状がある場合は、学校に連絡した上で、症状がなくなるまで自宅で休養させる。また、同居する家族等が感染又は感染の疑い（風邪症状等）がある場合は、県内の感染状況等を考慮しつつ、学校に連絡させた上で、生徒は自宅に滞在させること。その場合、出欠席の扱いは「出席停止」とすること。（「(2)出席停止等の扱い」項目参照）

(イ) 登校時に検温、健康観察をしていない生徒への対応について

- 生徒が持参した健康観察票を教室等で確認する際、登校前に体温や健康状態を確認できなかった生徒については、速やかに検温及び健康観察等を行うこと。
- 学校で検温及び健康観察を行う際は、3つの密（換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発声）を避けられる環境を用意すること。なお、登校時に健康状態を確認できなかった生徒が多数いる場合には、養護教諭や担任だけでなく、全教職員で連携して対応できるよう体制を整備しておくこと。
- 学校での検温は、県教育委員会が予算措置した非接触型体温計を使用することが望ましい。

(ウ) 発熱等の風邪症状、息苦しさ、強いだるさ等の症状がある生徒が登校した場合の対応について

- 当該生徒を安全に帰宅させ、症状がなくなるまでは自宅で休養するよう指導すること。その場合、出欠席の扱いは「出席停止」とすること。（「(2)出席停止等の扱い」項目参照）
- 必要に応じて受診を勧め、経過について学校に継続的に連絡させること。
- 安全に帰宅できるまでの間、学校にとどまるケースが想定されるが、その場合には、他の者との接触を避けられるよう、別室で待機させるなどの配慮を行うこと。

イ 登校後の感染症予防対策

(ア) 基本的な感染症予防対策の指導

- 学校での登校時、昼食（給食）の前後、外から教室に入る時、トイレの後、清掃の後、咳、くしゃみ、鼻をかんだ時といった機会でのこまめな手洗いを徹底させること。（注意喚起のためのはり紙を掲出する等の工夫をすること。）
- 基本的には、流水と石けんで手洗いをを行うが、流水で手洗いができない場合には、可能な範囲でアルコールを含んだ手指消毒液等を使用する。なお、石けんやアルコールに過敏に反応したり、手荒れの心配があったりするような場合は、流水でしっかり洗わせるなどの配慮を行うこと。
- その他、新型コロナウイルスに関する正しい知識や、これらの感染症予防対策について、発達段階に応じた指導を行い、生徒が感染のリスクを自ら判断し、これを避ける行動をとることができるよう指導すること。

(イ) マスク、ハンカチやタオル等の衛生用品の対応

- 毎日、清潔なマスク、手をふくハンカチやタオル等を持参させ、共用しないように指導すること。(布マスクに関しては洗濯方法について、家庭科の授業で取り扱ったり、保健指導等で周知したりする等の工夫を行う。)
- 国から送付された布マスクで不足する場合等は、引き続き家庭等で作成された手作りマスク等を活用すること。(各学校において家庭科等で手作りマスクを作成するなど工夫する。) また、県教育委員会が配付した緊急時のマスクも必要な時は活用する。
- マスクについて、学校教育活動においては、生徒及び教職員は、十分な身体的距離(概ね1～2メートル)が確保できる場合や体育の授業においては、着用の必要はない。ただし、十分な身体的距離(概ね1～2メートル)が確保できない状況で、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクがない場合には、マスクを着用すること。また、着用するマスクは、医療用や産業用マスクではなく、通気性のよい家庭用マスクを着用させること。(文部科学省 事務連絡学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について〔令和2年5月21日〕参照)

※フェイスシールド、マウスシールドは、マスクに比べて飛沫を防止する効果が弱いため、教育活動の中で、顔の表情を見せたり、発音のための口の中の動きを見せたりすることが必要な場合等で、これらをマスクの着用をせずに使用する場合は、身体的距離(概ね1～2メートル)を確保すること。

(ウ) 免疫力を高め、感染リスクを低減させる日常的な指導

- 十分な睡眠、適度な運動、バランスの取れた食事について指導すること。
- 清掃により清潔な空間を保ち、手洗いを徹底することを指導すること。

(エ) 教室等の換気の徹底

- 冷暖房器具を使用する場合も、気候上可能な限り、窓を開けた換気を行うこと。換気扇等の換気設備だけでは人数に必要な換気能力には足りず、窓を開けた換気との併用が必要な場合が多いことに留意すること。換気の程度や室温等については、天気や教室の位置によって異なるため、必要に応じて適切な換気方法を学校薬剤師と相談し、生徒の服装についても配慮すること。
- 冬季は、冷気が入り込むため自然換気を実施しづらい時期であるが、空気の乾燥で飛沫が飛びやすくなること、季節性インフルエンザ流行が懸念される時期でもあることから、徹底して換気に取り組むこと。その際に、健康被害が生じないように、児童生徒等に温かい服装を心がけるよう指導し、学校内(授業中含む)の保温・防寒目的の衣服の着用について柔軟に対応すること。

※気候上可能な限り、窓を開けた常時換気に努めること。窓は、二方向のそれぞれ1つ以上の窓(対角線上の窓を開けると換気がスムーズに行われる。)を幅10～20cm開けておく。上の小窓や廊下側の欄干を全開にする工夫や、空き教室等の人のいない部屋の窓を開け、廊下を經由して少し暖まった状態の新鮮な空気を人のいる部屋に取り入れること(二段階換気)も検討す

ること。教室だけでなく、廊下の換気にも配慮すること。

※常時換気が困難な場合は、こまめに(30分に一回以上、少なくとも休み時間ごと)数分間程度、窓を全開にすること。ただし、換気を行う間隔や換気時間は、室内の大きさや人数によって異なるため、学校薬剤師に相談すること。

※窓のない部屋は十分に換気をすることが難しいことがあるため、常時、入り口を開けておいたり、換気扇を用いたりするなどして十分な換気に努めること。また、使用時は、人の密度が高くないように配慮すること。

※冬季に空気が乾燥している場合の適度な加湿は、ウイルス飛散防止の一助となるが、マスクを着用している場面が多いことなどに鑑み、無理のない範囲で取り組むこと。

- 体育館のような広く天井の高い部屋でも、人の密度が高い状態の場合は、二方向の窓を開けることにより、換気を行うようにすること。換気は感染防止の観点から重要であり、人の密度が低い状態でも換気に努めるようにする。

(オ)座席の配置等の対応

- 学校教育活動においては、十分な距離を保てない場合は、マスクを着用することとする。向かい合わせを避け、飛沫のかからないような十分な距離(多くの生徒が手の届く距離に集まらない状態)を保つよう指導すること。
- 座席の配置の工夫としては、生徒の席の間に距離を確保し(できる限り1~2メートル)、対面とならないような形とすること。
- 施設の状況や感染リスクの低減の面から、頻繁な換気と座席の工夫を組み合わせるなど、状況に応じて柔軟に対応すること。
- 座席については、感染者が出た際に迅速に濃厚接触者等を特定できるよう、授業ごとに記録しておくこと。

(カ)共用部分等の消毒対応

- 教職員等は共有部分(トイレなど)、生徒等が利用する場所のうち、特に多くの生徒や教職員が手を触れる箇所(ドアノブ、手すり、スイッチなど)は、1日1回以上消毒液を使用して清拭消毒を行うこと。

※プラスチックや金属の表面では、ウイルスが数日間生存できるとされているので、注意すること。(厚生労働省「新型コロナウイルスに関するQ&A」)

- 教室、廊下(ドアノブ、スイッチ等)については、教職員の指導のもと、生徒も清掃活動の一環として消毒作業を行うことを可とする。ただし、生徒が消毒作業を行う場合は、消毒用エタノールや消毒効果が確認されている界面活性剤等を使用する。清掃・消毒作業後は、流水と石けんによる手洗いを徹底させること。
- 教職員が使用する消毒液については、消毒用エタノール、消毒効果が確認されている界面活性剤、0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液又は一定の条件を満たした次亜塩素酸水を使用する。

※次亜塩素酸ナトリウム消毒液を使用する場合は、手袋を使用するとともに、拭いた場所がさびるおそれがあるので、消毒後に水拭きを行うこと。また、生徒には扱わせないこと。

- 人がいる環境に、消毒や除菌効果を謳う商品を空間噴霧して使用しないこと。
- 消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム以外の新型コロナウイルスに対して消毒効果のある製品については、次のウェブページを参照し、適正な使用方法に十分に留意し、各学校で活用の判断を行うこと。

※新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について（厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html

- 教材、教具等、生徒間の共用を避けることが難しいものについては、使用の都度消毒を行うのではなく、使用前後に手洗いをするように指導すること。

ウ 保健室における感染症予防対策

(ア) 換気の徹底

- 「イ 登校後の感染症予防対策 (エ) 教室等の換気の徹底」と同じ扱いとする。

(イ) 来室した生徒への対応等

- 向かい合わせを避け、十分な距離（概ね1～2メートル）を保ち、3つの密にならない環境を設定すること。具体的な例として次のような工夫を行うこと。
 - ・部屋のレイアウト変更。
 - ・生徒等が一度に複数来室した際の対応として、順番待ちのための床へのマーキングや椅子の設置等。
 - ・入室人数の制限。
 - ・健康相談の予約制、時間制限等による来室人数の調整。
- 養護教諭や教職員が来室する生徒に対応する際は、常にマスクを着用し、必要に応じてゴーグル、使い捨て手袋、フェイスシールド等を装着し、飛沫感染防止を行うこと。
- 養護教諭や教職員は、生徒に対応するごとに手洗い又はアルコール消毒、うがいを行うこと。
- ゴミは、個々に密閉し、袋を2重にして捨てること。
- 生徒の発熱等の風邪症状を確認した場合は、安全に帰宅させる。安全に帰宅するまでの間、学校に留まる場合は、他の者との接触を避けられるよう、別室で待機させること。なお、対応は限られた者が行うようにすること。

(ウ) 部屋の消毒等

- 養護教諭等はドアノブ等の共用部分については、休み時間終了後ごと等こまめに消毒液等を使用して清拭消毒を行うこと。その他は、「イ 登校後の感染症予防対策 (カ) 共用部分等の消毒対応」と同じ扱いとする。

(2) 出席停止等の扱い

	出欠席の取扱い	健康観察上の留意点
罹患した生徒	感染者は治癒するまで「出席停止」。(学校保健安全法第19条) ※学校の臨時休業の日数について、保健所からの要請や、学校医等と相談の上、決定する。	保健所の指示に基づき、濃厚接触者を把握するとともに、体調不良の生徒がいないか確認する。臨時休業の判断を保健体育課に連絡する。
濃厚接触者	保健所の指示に基づき指定された期間「出席停止」(感染者と最後に濃厚接触した日から2週間程度)	保健所の指示に基づき、健康観察票等を活用し、健康観察を行う。
症状があり罹患の疑いがある場合	「出席停止」(学校保健安全法第19条)※	その間は健康観察票等を活用し、健康観察を行う。
症状はないが罹患の疑いがある場合	保護者の申し出により、学校医等と相談の上、「出席停止」	健康観察記録等により、基礎疾患がある生徒については、健康観察を徹底し体調変化に留意する。
基礎疾患があるなど重症化するおそれがある生徒	主治医や学校医に相談の上、保護者からの申し出により、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」	
感染の可能性についての保護者の申し出に合理的な理由があると判断する場合	保護者の申し出により、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」	—
上記以外の生徒の臨時休業に伴う扱い	保健所からの要請や、学校医等と相談の上、決定した臨時休業期間「授業日数から除く」	—

※ R2.6.19 事務連絡「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～の改訂及び出席停止等の扱いの一部変更について」参照

【生徒の健康管理】

ア 心身の健康観察

- (ア) 登校時に、生徒が持参した健康観察票を確認し、家庭で体温や健康状態を確認できなかった生徒については、速やかに検温及び健康観察等を行うこと。
- (イ) 基礎疾患等のある生徒については、健康観察を徹底し体調変化に留意すること。主治医の見解を保護者に確認の上、学校医等に相談し、個別に登校の判断を行う。登校しての学習活動が困難な場合は、引き続き ICT 等を活用した家庭学習を継続することとする。その場合、出欠席の扱いは「校長が出席しなくてもよいと認めた日」とすること。(「感染症予防対策(2)出席停止等の扱い」項目参照)
- (ウ) 生徒の心身の健康状態に鑑み、必要に応じて、心のケアを含む健康相談を視野に入れた対応ができるよう配慮すること。
- (エ) 特に、心のケアについては、学級担任や養護教諭を中心としたきめ細かな健康観察等から、生徒の状況を的確に把握し、健康相談等の実施や、スクールカウンセラー等による支援を行うなどして適切に対応すること。

【心身の健康観察項目】

体の症状		ストレス症状
最高体温		不安や怖さを感じる
呼吸器症状	せき	イライラが解消されない
	息苦しい	孤独や寂しさを感じる
	鼻みず・鼻づまり	疲れがとれない
	のどが痛い	眠れない
その他	全身がだるい	勉強がはかどらない
	頭痛	その他
	下痢	
	はき気・嘔吐	
	関節筋肉痛	
	味や匂いがわかりにくい	
	その他	

イ 罹患状況の把握について

- (ア) 学校では、健康観察票を毎日記録させる等、症状がある者の早期発見に努め、罹患状況を随時把握すること。
- (イ) 特に、基礎疾患を有する生徒は学校医等と相談するとともに、保護者との連携を密にし、学校全体での健康観察も強化すること。
- (ウ) 発熱等の風邪症状が見られるときは、自宅で休養するよう指導し、次の表のチェック項目に一つでも該当する場合は、受診を勧め、経過について学校に継続的に連絡させること。
- (エ) 生徒が罹患した場合、濃厚接触者になった場合、新型コロナウイルス感染症の検査を受ける予定となった場合又は検査を受けた場合は、速やかに保健体育課まで一報を入れること。

【罹患状況のチェック項目】

チェック	項目
	強いだるさ（倦怠感）がある
	強い息苦しさ（呼吸困難）がある
	高熱がある
	発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状が続く *症状が4日以上続く場合は必ず相談する *糖尿病等の基礎疾患があるなど、重症化するリスクの高い場合は早めに相談する

3 昼食時など食事場面の指導等について

【昼食時の指導について】

- 食事の前の手洗いを徹底するよう指導すること。
- 昼食時など食事場面で感染リスクが高まることを踏まえ、飛沫感染防止の観点から、

次のことについて生徒に指導を徹底すること。

- ・他の生徒と離れて食事をする事。
- ・対面で食事をとらず教室の正面を向いて食事をする事。
- ・会話を控えて食事をする事。
- ・食べ物、飲み物を共有しないこと。
- ・食事後の歓談時には必ずマスクを着用すること。

○教室に余裕がある場合などは、ホームルーム教室以外の教室を有効活用することで、一つの教室に集まる人数を減じるなどの工夫を行うことも有効である。

※なお、教職員についても食事をとる際には、同様の注意が必要である。

【部活動時の飲み物や下校時の喫食の指導について】

- ・食べ物、飲み物を共有しないこと。
- ・駅のホームや電車の車内など、食事をする場所以外では喫食しないこと。

4 清掃活動について

【校内の清掃について】

- 「通常登校」の段階から、生徒による床の清掃、黒板や黒板消しクリーナーの清掃等の清掃活動は可能とする。ただし、マスクの着用、終了後の手洗い等の指導を徹底すること。特に、生徒にゴミを回収させる際は、ビニール袋を密閉して縛るよう指導すること。また、ゴミを回収した後は、必ず石鹸と流水で手を洗うよう指導すること。
- 教室、廊下（ドアノブ、スイッチ等）については、教職員の指導のもと、生徒も清掃活動の一環として消毒作業を行うことを可とする。ただし、生徒が消毒作業を行う場合は、消毒用エタノールや消毒効果が確認されている界面活性剤等を使用する。清掃・消毒作業後は、流水と石けんによる手洗いを徹底させること。（再掲）
- 教室内の環境維持とごみ処理を担う者の感染リスクの低減の観点から、ゴミの持ち帰りを指導したり、ゴミを小さなビニール袋にまとめて捨てさせる、教室にごみ箱を置かず学年ごとに集約したごみ箱を廊下に設置したりするなどの工夫を引き続き行うこと。（使用済みのマスクの扱い等には十分注意すること。）

【トイレの清掃について】

- トイレの清掃については、生徒が、床の清掃、便器の水洗い、トイレットペーパーの補充等を行うことを可能とするが、不特定多数が触れる照明スイッチ、水洗装置、扉の取手等についての清拭消毒については生徒が行うことのないようにすること。

5 いじめ、偏見、差別等の防止について

【いじめ、偏見、差別等の防止に向けた取組について】

- 学校は、新型コロナウイルスに関する正しい知識や感染症対策を生徒に指導する際に、ウイルス感染者及びその関係者、また、医療従事者を始めとする社会機能を維持する方への偏見や差別等が生じないように、次の動画を活用するなどして生徒を指導すること。

※文部科学省「新型コロナウイルス“差別・偏見をなくそう”プロジェクト」

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00122.html#project

- 学校関係者に感染が確認された場合には、感染者や濃厚接触者である児童・生徒等が、いじめ・偏見・差別等の対象にならぬよう、十分な配慮・注意を行うこと。
- 新型コロナウイルスに関して、SNSによる誤った情報の拡散や特定の個人等への誹謗中傷等が生じないように、学校においては、機会を捉えて、情報モラルについて生徒に指導すること。
- いじめ、偏見、差別等の兆候や、生徒が発信する微細なサインを教職員が見逃したり、教職員が一人で抱え込んだりしてしまうことがないように、教職員は、生徒の様子を細かく観察、把握するとともに、生徒のサインや悩みを受け止めた際には、一人で問題を抱え込まず、組織的な対応を行うこと。
- 必要に応じてスクールカウンセラー等による児童・生徒の心のケア等を実施するとともに、児童・生徒の相談先として「24時間子どもSOSダイヤル」や「SNSいじめ相談@かながわ」を活用することも周知すること。

※「24時間子どもSOSダイヤル」0466-81-8111

0120-0-78310 (フリーダイヤル)

※LINEを活用した生徒相談「SNSいじめ相談@かながわ」

(相談窓口につながる二次元コードを記載したカードは学校に送付済み)

次のURLで二次元コードを記載したホームページにアクセスできる。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/vn7/cnt/snssoudan/oshirase.html>

6 新型コロナウイルス感染症の感染者が出た場合の当面の対応

【学校で感染者が発生した場合の臨時休業について】

- 令和2年12月4日付保健体育課長より文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」の改訂について」を送付したが、「学校で感染者が発生した場合の臨時休業について」は、昨今の神奈川県内の感染状況に鑑み、当面の間、対応の変更は行わないこととする。
- 濃厚接触者の特定は保健所が行うが、児童生徒の出欠状況により、明らかに濃厚接触者がおらず、教育活動の継続について、既に保健所の判断、学校医の意見を聴取している場合は、柔軟に対応することとする。学校は、保健体育課に相談する。

【感染者が出た場合の当面の対応の概要】

- 対応が決定するまでの間、校長は、感染症の予防上必要があるときは、保健体育課と協議のうえ、臨時に学校の全部を休業とする。(学校保健安全法(昭和33年4月10日法律第56号)第20条)また、臨時休業の実施について、速やかに生徒・保護者に周知する。
- 対応の決定に当たっては、校長は、状況等を踏まえ、保健所からの要請や学校医等の意見を聴取の上、保健体育課と協議し決定する。(学校において予防すべき感染症の季節(平成30年3月発行))

※ 教育活動中の場合は、速やかに全ての教育活動を取りやめ、保護者及び生徒の帰宅（登校禁止）及び生徒の自宅待機を指示する。

※ 生徒の保護者へ「登校禁止についてのマチコミメール」を送付

○保健所の指示に基づき、学校は、当該児童・生徒等の情報収集、濃厚接触者の特定への協力、他の児童・生徒等及び教職員の健康状態の把握、校内の消毒等の対応を行う。

※ 学校は、①保健所による濃厚接触者の特定、②保健所の指導・助言を踏まえた校内消毒の完了、③保健所による学校再開の見解、④学校医による学校再開の見解、を確認し、県教育委員会と学校再開または臨時休業について協議する。

* 新型コロナウイルス感染症の陽性者が出た場合の当面の対応の詳細については、【別添資料1】令和2年6月11日付保健体育課長通知「児童・生徒等が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合等の学校における当面の対応について（令和2年6月11日時点）」及び【別添資料2】令和2年9月4日付保健体育課長事務連絡「週休日等（課業日以外）に生徒が新型コロナウイルス感染症の陽性になった場合の対応」（別紙を一部修正）を確認し、対応すること。

県立特別支援学校における保健管理等に関するガイドライン

特別支援教育課

県立特別支援学校の教育活動再開後における保健管理等の扱いについては、令和 2 年 5 月 22 日に送付した「県立学校の教育活動の再開等に関するガイドライン(特別支援学校)」及び同年 9 月 2 日付け特第 1300 号「県立特別支援学校における保健管理等に関するガイドライン」(以下、「ガイドライン」という)により示したところですが、この度、同年 12 月 3 日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡『学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～の改訂について」により保健管理等に関する新たな考え方が示されたことを踏まえ、「ガイドライン」を改めました。(下線部分が変更点及び追加事項)

今後は、各学校において、この「ガイドライン」に基づいた感染症予防対策を実施するとともに、引き続き、児童・生徒等への指導の徹底を図るようお願いします。

また、令和 2 年 12 月 9 日付け保健体育課長通知「新型コロナウイルス感染症の陽性者が出た場合の当面の対応(通知)」で既に通知した趣旨についても、改めて「ガイドライン」に記載しましたので、取扱いを確認の上、適切に判断し対応されるようお願いします。

なお、今後、県内の感染状況等により、ガイドラインの内容については、変更する場合があります。その際は、改めて通知します。

1 保健管理等についての改訂の基本的な考え方

- ア 各学校での感染拡大の防止のための感染症対策に引き続き取り組むこと。
- イ 学校教育を継続させるため、マスク着用での学習活動を徹底すること。
- ウ 冬季でも暖かい服装を心がけることや、「二段階換気」など換気の工夫等により可能な限り、常時換気に努めること。
- エ 昼食時など、校内の食事場面の感染症対策を徹底すること。
- オ いじめ、偏見、差別等の防止に向けた取組、指導を徹底すること。

【6月学校再開後の県立特別支援学校における段階的な流れ】

学期	登校方法	期間	概要
1 学期	準備期間	2日程度	○分散登校に向けた準備
	分散登校Ⅰ	2週間程度	○週1回（高3は週2回）
	分散登校Ⅱ	2週間程度	○週2回（高3は週3回） ○給食あり
	時差短縮Ⅰ	1ヶ月程度	○全児童・生徒等登校 ○給食あり ○14時下校（目安）
	時差短縮Ⅱ	1週間程度	○全児童・生徒等登校 ○午前授業
2・3 学期	時差通学 短縮授業	当面 (概ね年度内)	○全児童・生徒等登校 ○給食あり ○学校長が地域の交通事情の現状等を改めて確認し、必要に応じて登校時刻を設定し直すことが可能 ○下校時刻は、学校長が学びの保障や校内の感染症対策に取り組む時間の確保、地域の交通事情等を勘案し、概ね午後2時から3時30分の間で設定

2 学校の教育活動実施に当たっての保健管理について

(1) 感染症予防対策

ア 登校前の感染症予防対策

①各家庭等と連携して毎朝の検温及び風邪症状の有無を確認すること。その際、健康観察票を配付する等により、状況の随時把握、共有に努めること。

(※別紙参照「健康観察票（一部改訂 R02.9.2、ICTを用いることも可）」)

②発熱等の風邪症状、息苦しさ、強いだるさ等の症状がある場合は、自宅休養を徹底すること。また、同居する家族等に風邪症状が見られる場合も、児童・生徒等を登校させないよう、保護者の理解と協力を得ること。その場合、出欠に関しては保護者の申出により、学校医等と相談の上、「出席停止」扱いとすること。

(「(2)出席停止等の扱い」項目4に該当)

イ 登校後の感染症予防対策

①登校時の健康状態の把握には、「健康観察票」などを活用し、健康状態の把握を行うこと。

②発熱等の風邪症状、息苦しさ、強いだるさ等の症状がある児童・生徒等が登校した場合には、保護者の理解と協力を得た上で、当該児童・生徒等を安全に帰宅させ、症状がなくなるまでは自宅で休養するよう指導すること。その場合、出欠に関しては保護者の申出により、学校医等と相談の上、「出席停止」扱いとすること。

(「(2)出席停止等の扱い」項目4に該当)

③上記の場合、必要に応じて受診を勧め、経過について学校に継続的に連絡させること。

④保護者の来校までの間、学校にとどまるケースが想定されるが、その場合には、他の者との接触を避けられるよう、別室で待機させるなどの配慮を行うこと。

ウ 基本的な感染症対策

まず、新型コロナウイルスに関する正しい知識や、これらの感染症予防対策について、児童・生徒等の発達段階に応じた指導を行い、児童・生徒等が感染のリスクを自ら判断し、これを避ける行動をとることができるよう指導すること。

また、新型コロナウイルス感染症は、一般的には「飛沫感染」「接触感染」で感染することから、次の基本的な感染症対策を徹底すること。

①手洗い・消毒等

- ・接触感染の仕組みについて児童・生徒等に理解させ、手指で目、鼻、口をできるだけ触らないよう指導するとともに、手洗いを徹底する。
- ・登校したら、まず流水と石けんで手を洗う。また、昼食（給食）の前後、外から教室に入る時、トイレの後、清掃の後、咳、くしゃみ、鼻をかんだ時といった機会でのこまめな手洗いを徹底する。（注意喚起のためのはり紙を掲出する等の工夫をすること。）
- ・児童・生徒等のみならず、教職員や、学校に出入りする関係者の間でも徹底されるようにする。
- ・手洗いは水と石けんを使用し、十分に水で洗い流した後、清潔なタオルやペーパータオルで良くふき取り乾かすよう、児童・生徒等の実態に合わせ、分かりやすく指導すること。
- ・流水での手洗いが難しい場合には、アルコールを含んだ手指消毒薬を使用する。なお、石けんやアルコールによる手荒れの心配がある場合には、流水で十分に洗い流すこと。

②咳エチケット

- ・感染症を他者に感染させないために、咳・くしゃみをする際、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖、肘の内側などを使って、口や鼻をおさえるよう指導する。

③マスク等の着用

- ・児童・生徒等には、マスクの着用等の咳エチケットを指導する。
- ・個々の実態により、マスクの着用が難しかったり、咳の際に自ら口や鼻を覆うことが難しかったりする場合があるため、授業について、集団の規模や会話でのやり取り、教材の受け渡しなど、細部まで検討し、計画すること。
- ・ただし、次の場合はマスクを着用する必要はない。その場合は、できるだけ人との十分な距離を保つ、近距離での会話を控える等の配慮をすること。
 - i 十分な身体的距離が確保できる場合
 - ii 熱中症などの健康被害が発生するおそれがある場合
 - ※気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い日には、熱中症などの健康被害が発生するおそれがあるため、マスクを外すこと。
 - （暑さ指数（WBGT）は環境省ウェブサイト <http://www.wbgt.env.go.jp> で提供）
 - iii 体育の授業

- ・マスクについては、学校教育活動においては、児童・生徒等及び教職員は、十分な身体的距離（概ね1～2メートル）が確保できる場合や体育の授業においては、着用の必要はない。ただし、十分な身体的距離（概ね1～2メートル）が確保できない状況で、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクがない場合には、マスクを着用すること。これは体育の授業においても同様であるが、医療用や産業用マスクではなく、通気性のよい家庭用マスクを着用させること。（文部科学

省 事務連絡学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について〔令和2年5月21日〕参照)

- ※フェイスシールド、マウスシールドは、マスクに比べて飛沫を防止する効果が弱いことに留意すること。例えば、教育活動の中で、顔の表情を見せたり、発音のための口の中の動きを見せたりすることが必要な場合には、フェイスシールドやマウスシールドを活用することも一つの方策と考えられるが、この場合には身体的距離を取りながら行うこと。
- ※令和2年12月8日付け文部科学省初等中等教育局長、文化庁次長通知「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校において合唱等を行う場面での新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」参照

エ 清掃・消毒について

① 普段の清掃・消毒のポイント

- ・児童・生徒等による床の清掃、黒板や黒板消しクリーナーの清掃等の清掃活動は可能としている。ただし、マスクの着用、清掃・消毒作業前後の手洗い等の指導を徹底すること。
- ・床は、通常の清掃活動の範囲で対応する（特別な消毒作業は必要ない）。
- ・教室の児童・生徒等自身の机や椅子についても、特別な消毒作業は必要ないが、衛生環境を良好に保つ観点から、清掃活動において、家庭用洗剤等を用いた拭き掃除を行うことも考えられる。なお、清掃・消毒作業前後は、流水と石けんによる手洗いを徹底させること。
- ・教職員等は共有部分（トイレなど）、児童・生徒等が利用する場所のうち、特に多くの児童・生徒等や教職員が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、1日1回以上消毒液を使用して清拭消毒を行うこと。
※プラスチックや金属の表面では、ウイルスが数日間生存できるとされているので、注意すること。（厚生労働省「新型コロナウイルスに関するQ&A」）
- ・教室のゴミを回収する場合は、マスクや手袋を使用し、鼻水や唾液のついたゴミは、教職員がビニール袋に入れて密閉して縛ること。また、ゴミを回収した後は、必ず石鹸と流水で手を洗うこと。
- ・トイレや水道場の清掃については、引き続き教職員が行うこととし、不特定多数が触れる照明スイッチ、水洗装置、扉の取手等についての清拭消毒についても、児童・生徒等以外の者が行うこと。

（児童・生徒等以外の者の例：教員、現業、業務アシスタント、サポートティーチャー、学校業務サポーター、ボランティア、委託業者等）

※ただし、業務の内容については、よく話し合い協力を求めること。

- ・清掃道具や教材、教具等、児童・生徒等間の共用を避けることが難しいものについては、使用の都度消毒を行うのではなく、使用前後に手洗いをするように指導すること。

② 消毒の方法等について

- ・教職員が使用する消毒液については、消毒用エタノール、消毒効果が確認されている界面活性剤、0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液又は一定の条件を満たした

次亜塩素酸水を使用する。

※次亜塩素酸ナトリウム消毒液を使用する場合は、手袋を使用するとともに、拭いた場所がさびるおそれがあるので、消毒後に水拭きを行うこと。また、児童・生徒等には扱わせないこと。

- ・人がいる環境に、消毒や除菌効果を謳う商品を空間噴霧して使用しないこと。
- ・消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム以外の新型コロナウイルスに対して消毒効果のある製品については、次のウェブページを参照し、適正な使用方法に十分に留意し、各学校で活用の判断を行うこと。

※新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について（厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html

- ・消毒作業中は、換気を十分に行い、目、鼻、口、傷口などを触らない。

③感染者が発生した場合の消毒について

- ・感染が判明した場合は、保健所及び学校薬剤師と連携して消毒を行う。当該感染者の行動範囲を特定し、汚染が想定される物品を消毒用エタノール又は0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液で消毒する。

オ 教室等の換気の徹底

- ・冷暖房器具を使用する場合も、気候上可能な限り、窓を開けた換気を行うこと。換気扇等の換気設備だけでは人数に必要な換気能力には足りず、窓を開けた換気との併用が必要な場合が多いことに留意すること。換気の程度や室温等については、天気や教室の位置によって異なるため、必要に応じて適切な換気方法を学校薬剤師と相談し、生徒の服装についても配慮すること。

- ・冬季は、冷気が入り込むため自然換気を実施しづらい時期であるが、空気の乾燥で飛沫が飛びやすくなること、季節性インフルエンザ流行が懸念される時期でもあることから、徹底して換気に取り組むこと。その際に、健康被害が生じないように、児童生徒等に温かい服装を心がけるよう指導し、学校内（授業中含む）の保温・防寒目的の衣服の着用について柔軟に対応すること。

※気候上可能な限り、窓を開けた常時換気に努めること。窓は、二方向のそれぞれ1つ以上の窓（対角線上の窓を開けると換気がスムーズに行われる。）を幅10～20 cm開けておく。上の小窓や廊下側の欄干を全開にする工夫や、空き教室等の人のいない部屋の窓を開け、廊下を経由して少し暖まった状態の新鮮な空気を人のいる部屋に取り入れること（二段階換気）も検討すること。教室だけでなく、廊下の換気にも配慮すること。

※常時換気が困難な場合は、こまめに（30分に一回以上、少なくとも休み時間ごと）数分間程度、窓を全開にすること。ただし、換気を行う間隔や換気時間は、室内の大きさや人数によって異なるため、学校薬剤師に相談すること。

※冬季に空気が乾燥している場合の適度な加湿は、ウイルス飛散防止の一助となるが、マスクを着用している場面が多いことなどに鑑み、無理のない範囲で取り組むこと。

- ・二方向のそれぞれ1つ以上の窓（対角線上の窓を開けると換気がスムーズに行われ

る。)を開けておく。冷暖房器具を使用する場合も、窓を開けた換気を行うこと。換気の程度や室温等については、天気や教室の位置によって異なるため、必要に応じて学校薬剤師と相談し、児童・生徒等の服装についても配慮すること。

※窓のない部屋は十分に換気をすることが難しいことがあるため、常時、入り口を開けておき、換気扇やサーキュレーター等を用いて効率よく部屋の空気を外に出すなど、十分な換気に努めること。また、冷暖房器具の使用時は、人の密度が高くないように配慮すること。

- ・体育館のような広く天井の高い部屋でも、人の密度が高い状態の場合は、二方向の窓を開けることにより、換気を行うようにすること。換気は感染防止の観点から重要であり、人の密度が低い状態でも換気に努めるようにする。

カ 教室内の座席配置等の対応

- ・児童・生徒等の身体的距離の確保につとめる。
- ・十分な距離を保てない場合は、マスク等の着用や向かい合わせになることを避け、飛沫のかからないような十分な距離（多くの児童・生徒等が手の届く距離に集まらない状態）を保つよう指導すること。また、パーテーションや机上の仕切り板（アクリル板）等の活用について工夫すること。
- ・座席の配置の工夫としては、当分の間、児童・生徒等の席の間に距離を確保し（できる限り1～2メートル）、対面とならないような形とすること。
- ・施設の状態や感染リスクの状態に応じて、頻繁な換気や座席の工夫を組み合わせ、現場の状態に応じて柔軟に対応すること。
- ・座席については、陽性者が出た際に迅速に濃厚接触者等を特定できるよう、授業ごとに記録しておくこと。

キ 医療的ケアが日常的に必要な児童・生徒等や基礎疾患等のある児童・生徒等への対応

医療的ケアを必要とする児童・生徒等（以下、「医療的ケア児」という）の対応として、「学校の新しい生活様式 Ver. 3」を基本としつつ、以下の参照文書も含めて対応すること。

<参考>

○文部科学省 6月19日付け事務連絡

「医療的ケアを必要とする幼児児童生徒が在籍する学校における留意事項について」

○文部科学省 6月19日版

「特別支援学校等における新型コロナウイルス感染症対策に関する考え方と取組」

○厚生労働省 5月20日付け

「新型コロナウイルス感染症に係る医療的ケアを必要とする児童への対応について（その3）」

①登校の判断等

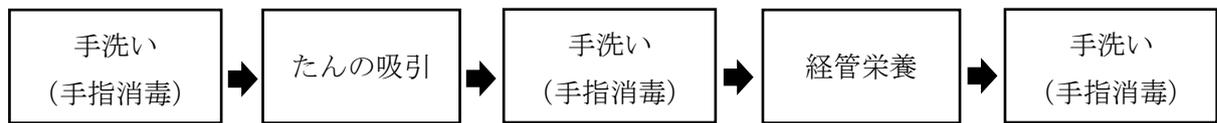
- ・医療的ケア児の登校については、主治医の見解を保護者と確認の上、個別に登校の判断をすること。
- ・学校は、事前に受入れ体制などを学校医等に相談すること。

- ・少しでも体調が悪い（普段と異なる）ときは登校を見合わせてもらうこと。
- ・発熱や様子の変化があった際にすぐに迎えにきてもらう等、保護者と緊急時の対応について確認しておくこと。

②医療的ケアの実施

- ・「1ケア1手洗い（手指消毒）」、「ケア前後の手洗い（手指消毒）」を基本とすること。

【イメージ】「1ケア1手洗い（手指消毒）」の流れ



- ・ケア前の手洗い（手指消毒）後は、自身の顔（目・鼻・口）や髪などに触らないように注意すること。また、ケア後の手洗い（手指消毒）前にも、自身の顔（目・鼻・口）や髪などに触らないように注意すること。
- ・医療的ケアの実施については、手袋やマスク等、必要に応じて防護用具を使用すること。また、地域の感染状況によっては、気管内吸引や吸入などを行う際に使い捨て手袋、フェイスシールド（又は、マスクとアイシールド）を着用する必要性を学校医等に相談すること。

③消毒

- ・トイレのドアノブや、車いすホイール、手すり、マット等触れる箇所や使用する場所をこまめに消毒すること。
- ・使用教材・教具や、触れる可能性のある物品等についてこまめに消毒すること。

④換気等の衛生環境

- ・3密を避けること、換気を行うことを含め、活動に対する環境衛生面について、十分な対策を講じること。しかし、指導の際に接触が避けられないこともあるので、適切に対応するためにも、学校医等の助言を得たり、児童・生徒等の安全確保などの観点から指導や介助等において必要となる接触などについて保護者に対し事前説明をしたりすること。
- ・換気は、気候上可能な限り、常時、2方向の窓を同時に開けて行うこと。また、常時行うことが困難な場合は、30分に1回以上、数分間程度、窓を全開すること。

⑤その他

- ・担任や担当教員、学校看護師など、接触の機会のある教職員は、自身の発熱等の風邪症状の確認を徹底する。また、日常生活において感染防止を徹底すること。
- ・スクールバスを利用する児童・生徒等の保護者へは、乗車の際の留意点や感染症対策の取組みについて周知するとともに、安全・安心な登下校のため、必要に応じて保護者と相談・調整すること。
- ・登校時だけでなく定時の検温を実施し、健康状態の把握に努める。また、家庭においても定時の検温を依頼すること。
- ・保護者による送迎の場合、必要に応じて登校に時差をつけるなどの対策をお願いすること。
- ・学校、保護者、関係機関（支援事業所等）が緊密に情報共有を行うこと。

(2) 出席停止等の扱い

項目	出欠席の取扱い	健康観察上の留意点
1 罹患した 児童・生徒等	感染者は治癒するまで「出席停止」。 (学校保健安全法第 19 条) ※学校の臨時休業の日数について、 保健所からの要請や、学校医等と相 談の上、決定する。	保健所の指示に基づき、 濃厚接触者を把握すると ともに、体調不良の児童・ 生徒等がいなか確認す る。臨時休業の判断を保 健体育課に連絡する。
2 濃厚接触者	保健所の指示に基づき指定された 期間「出席停止」(感染者と最後に濃 厚接触した日から 2 週間程度)	保健所の指示に基づき、 健康観察票等を活用し、 健康観察を行う。
3 症状があり罹患の疑い がある場合	「出席停止」(学校保健安全法第 19 条)	その間は健康観察票等を 活用し、健康観察を行う。
4 症状はないが罹患の疑 いがある場合	保護者の申し出により、学校医等と 相談の上、「出席停止」	健康観察記録等により、 基礎疾患がある児童・生 徒等については、健康観 察を徹底し体調変化に留 意する。
5 基礎疾患があるなど重 症化するおそれがある児 童・生徒等	主治医や学校医に相談の上、保護者 からの申出により、「校長が出席し なくてもよいと認めた日」	
6 感染の可能性について の保護者の申し出に合理 的な理由があると判断す る場合	保護者の申し出により、「校長が出 席しなくてもよいと認めた日」	—
7 上記以外の児童・生徒等 の臨時休業に伴う扱い	保健所からの要請や、学校医等と相 談の上、決定した臨時休業期間「授 業日数から除く」	—

※R2. 6. 19 事務連絡「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～
「学校の新しい生活様式」～の改訂及び出席停止等の扱いの一部変更について」参照

(3) 児童・生徒等の健康観察

ア 心身の健康観察

- ①登校時に、児童・生徒等が持参した健康観察票を確認し、家庭で体温や健康状態を確認できなかった児童・生徒等については、速やかに検温及び健康観察等を行うこと。(昇降口近くに、サーモグラフィを設置するなどの工夫も考えられる)
- ②基礎疾患等のある児童・生徒等については、健康観察を徹底し体調変化に留意すること。児童・生徒等の主治医の見解を保護者に確認の上、学校医等に相談し、個別に登校の判断を行う。登校しての学習活動が困難な場合は、引き続き ICT 等を活用した家庭学習を継続することとする。その場合、出欠席の扱いは「校長が出席しなくてもよいと認めた日」とすること。(「感染症対策(2)出席停止等の扱い」項目5に該当)
- ③児童・生徒等の心身の健康状態を鑑み、必要に応じて、心のケアを含む健康相談を視野に入れた対応ができるよう配慮すること。
- ④特に、心のケアについては、学級担任や養護教諭を中心としたきめ細かな健康観察等から、児童・生徒等の状況を的確に把握し、健康相談等の実施や、スクールカウンセラー等による支援を行うなどして適切に対応すること。

【心身の健康観察項目】

体の症状	
最高体温	
呼吸器症状	せき
	息苦しい
	鼻みず・鼻づまり
	のどが痛い
その他	全身がだるい
	頭痛
	はき気・嘔吐
	関節筋肉痛
	味や匂いがわかりにくい
	その他

ストレス症状
不安や怖さを感じる
イライラが解消されない
孤独や寂しさを感じる
疲れがとれない
眠れない
勉強がはかどらない
その他

イ 罹患状況の把握について

- ①学校では、健康観察票を毎日記録させる等、症状がある者の早期発見に努め、罹患状況を随時把握すること。
- ②特に、基礎疾患を有する児童・生徒等は学校医等と相談するとともに、保護者との連携を密にし、学校全体での健康観察も強化すること。

- ③発熱等の風邪症状が見られるときは、自宅で休養するよう指導し、次の表のチェック項目に一つでも該当すれば、保護者に受診を勧め、経過について学校に継続的に連絡させること。
- ④児童・生徒等が罹患した場合、濃厚接触者になった場合、新型コロナウイルス感染症の検査を受ける又は受けた場合においては、速やかに保健体育課及び特別支援教育課まで一報を入れること。

【罹患状況のチェック項目】

チェック	項目
	強いだるさ（倦怠感）がある
	強い息苦しさ（呼吸困難）がある
	高熱がある
	発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状が続く *症状が4日以上続く場合は必ず相談する *糖尿病等の基礎疾患があるなど、重症化するリスクの高い場合は早めに相談する

3 給食(昼食・飲食)について

(1) 「学校給食衛生管理基準」の徹底について

- ア 学校給食を実施するに当たっては、「学校給食衛生管理基準」に基づいた調理作業や配食等を行うよう改めて徹底すること。
- イ 給食の配食を行う児童・生徒等及び教職員は、下痢、発熱、腹痛、嘔吐等の症状の有無、衛生的な服装をしているか、手指は確実に洗浄したか等、給食当番活動が可能であるかを毎日点検し、適切でないと認められる場合は給食当番を代えるなどの対応をとること。

(2) 給食（昼食）時の指導について

- ア 児童・生徒等の食事前後の手洗いを徹底すること。
- イ 机を向かい合わせにせず、座席の間隔をできるだけ2m（最低1m）空けて、飛沫を飛ばさないよう会話を控えるよう指導すること。なお、食事後の歓談時には必ずマスクを着用すること。
(例：間隔を示すマーキングをするなど、児童・生徒等に対して視覚的に示す)
- ウ 状況に応じて、衝立や仕切りを使用し、空間を仕切ることで一定間隔を保つこと。
- エ 配膳については、児童・生徒等の状況に合わせて、各学校で検討すること。
(例：食堂から食缶を運ぶ、個包装のパン等を配るなど)
- オ 食べ物、飲み物を共有しないこと。

(3) 教室内・食堂等の環境整備等に関する留意点

- ア 教室内では、座席の間隔を十分に確保するなど、衛生面に配慮した環境を整えること。
- イ 教室内で十分な間隔を確保できず、教室に余裕がある場合などは、特別教室等を活用するなど、一つの教室に集まる人数を減じるなどの工夫を行うことも有効である。
- ウ 食堂を利用する際にも、十分な間隔を確保すること。食堂の混雑を避けるために、食事時間の割り振りして分散させたり、各教室において少人数で食べたりすること。

(4) 介助者に関する留意点

- ア 食事の介助は、関わる人数を減らす、マスクを着用する、介助中は自身の喫食をしないなどの感染症対策をすること。
- イ 児童・生徒等に、対面での指導が必要な場合などは、保護者と相談のうえ、教職員は必要に応じてフェイスシールド等を活用すること。
- ウ 食事や歯磨きの介助は可能な限り側面から行うこと。
- エ 介助を交代する場合は、その都度手洗い（手指消毒）を行うこと。
- オ 介助を交代した教職員が、同じ教室内等で喫食をする場合は、机を向かい合わせにせず、座席の間隔をできるだけ空けて、飛沫を飛ばさないよう会話を控える等の配慮をすること。

(5) 部活動時の飲み物や下校時の喫食の指導について

- ア 食べ物、飲み物を共有しないこと。
- イ 駅のホームや電車の車内など、食事をする場所以外では喫食しないこと。

(6) その他

- ア 換気は、気候上可能な限り常時、2方向の窓を同時に開けて行うこと。困難な場合は、こまめに（30分に1回以上）、数分間程度、窓を全開にすること。

4 スクールバスの対応について

(1) スクールバス乗車における対応

- ア 乗車時に手指消毒を行い、マスクの着用を確認する。
- イ 自宅等で検温ができなかった児童・生徒等は検温を行う。
- ウ スクールバス内の過密状況を解消するために、できる限り座席配置の工夫を行い、児童・生徒等同士の間隔を空けること。児童・生徒等同士の間隔を十分空けることが難しい場合には、安全面に配慮した防護スクリーン（防護カーテンや仕切り等）を座席間に設置するなど、飛沫感染や接触感染を防止する対策をとることも考えられる。
- エ 児童・生徒等のスクールバス内での乗車時間をなるべく短くするために、可能な範囲で運行ルート調整を行うことも考えられる。

- オ 可能な限りエアコンの外気導入や窓の開放により車内換気を行う。
- カ 学校発着時のスクールバス乗降の際、昇降口の周辺が密集しないよう、げた箱の配置を分散したり、児童・生徒等が教室を出る時刻をずらしたりするなどの工夫を行うこと。
- キ 保護者対応や放課後等デイサービス職員との引継ぎで、密にならないよう注意する。時間がかかる場合には、密集を避けるため、玄関外やホール等の別の広い場所に移動して行うこと。

(2) ジャンボタクシー等の活用について

- ア 各タクシー会社（各事業所）は、「タクシーにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（第2版）」（令和2年6月4日一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会 HP 参照）に基づく対応を行っており、各学校は、改めて契約を行うタクシー事業所等に対して、適切な感染防止対策が行われるよう依頼をするとともに、児童・生徒等や教職員等についても、乗車前の検温やマスクの着用、手指の消毒、助手席には座らないことなどの感染防止対策を行うよう留意すること。
- イ ジャンボタクシー等に添乗する教員の負担を減らすために、学校から近い乗車ポイントに教員が児童・生徒等を迎えに行ったり、担任に限らず乗車ポイントに近い居住の教員が添乗したりするなど、特定の教員に負担がかからないよう、シフトを検討すること。

(3) 保護者送迎の依頼について

- ア スクールバス内の過密化対策として、保護者に登校時の送りを依頼する場合、保護者の過重な負担にならないよう、よく相談し、適時適切に保護者の状況を聞き取るなど、ていねいに対応すること。
- イ ジャンボタクシー等を活用して教員が輪番で添乗することで、保護者の送迎に関する負担を減らすこと。
- ウ 登校時刻について、保護者から相談があった場合は、保護者の事情も勘案して柔軟に対応すること。

5 その他

(1) 寄宿舍における感染症対策

- ア 令和2年5月22日付け「県立学校の教育活動の再開等に関するガイドライン（特別支援学校）」や「学校の新しい生活様式 Ver. 5」を踏まえた、本ガイドラインの内容に基づき、万全の感染症対策を講じること。また、寄宿舍における感染症対策については、一般社団法人日本旅館協会によって作成された「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン」（5月14日公表、同21日一部改訂）も参考にしつつ、施設の規模や実情に応じて行うこと。
- イ 寄宿舍内での活動における3密を避け、手洗いや咳エチケットの徹底、消毒設備（アルコール消毒液など）の設置、ドアノブなどの多数の者が触れる場所の定期的

な消毒、定期的な換気、近距離での会話や発声等の際のマスクの着用などにより、環境衛生管理を徹底すること。

ウ 朝夕の検温等の健康観察を行うなど、健康管理を徹底すること。

エ 入舎する児童・生徒等に、発熱や風邪症状があるときや体調がすぐれない場合は、無理せずに保護者に自宅休養を依頼すること。

オ 入舎する児童・生徒等について、感染の疑いがあると判明した場合、感染が判明した場合又は在籍する学校が臨時休業となった場合は、学校長は特別支援教育課長と寄宿舎における対応を協議すること。

(2) 訪問による指導における感染症対策

ア 施設や自宅への訪問による指導の実施については、訪問先の施設や保護者と十分に相談し、地域や施設の感染状況や、児童・生徒の状態等をみて、個別に実施を判断し、感染症予防対策を行った上で実施する。

イ 訪問の前に教職員自身の健康チェックと検温を行うこと。

ウ 基本的には学校における感染症対策と同様であり、マスクの着用やこまめな手洗い、手指の消毒等を行うこと。

エ 訪問先の部屋は、定期的に換気すること。

(3) 地域の障害福祉サービス機関等との連携

ア 各学校は、令和2年8月26日付け教育長通知「県立特別支援学校の8月31日以降の授業等の教育活動について」を踏まえ、「放課後等デイサービス」を運営する事業所と連携し、下校時刻と事業所の開所時刻の円滑な接続に向け、連絡・調整を行うことで、児童・生徒等の放課後の「居場所」の確保に取り組むこと。

イ 「放課後等デイサービス」を運営する事業所が、密集性を回避し児童・生徒等の感染を防止すること等の理由により、学校の教室等の活用を依頼してきた際には、学校長は利用可能であれば、積極的に施設の活用を推進すること。

ウ なお、「放課後等デイサービス」を運営する事業所が利用する施設については、児童・生徒等の安全を確保する観点から、衛生管理に十分留意し、換気や消毒液の確保、利用後の消毒等の徹底を事業所に促すこと。

5 いじめ、偏見、差別等の防止について

(1) いじめ、偏見、差別等の防止に向けた取組について

ア 学校は、新型コロナウイルスに関する正しい知識や感染症対策を児童・生徒等に指導する際に、ウイルス感染者及びその関係者、また、医療従事者を始めとする社会機能を維持する方への偏見や差別等が生じないように、次の動画を活用するなどして児童・生徒等を指導すること。

※文部科学省「新型コロナウイルス“差別・偏見をなくそう”プロジェクト」

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00122.html#project

イ 学校関係者に感染が確認された場合には、感染者や濃厚接触者である児童・生徒等が、いじめ・偏見・差別等の対象にならぬよう、十分な配慮・注意を行うこと。

ウ 新型コロナウイルスに関して、SNSによる誤った情報の拡散や特定の個人等への誹謗中傷等が生じないように、学校においては、機会を捉えて、情報モラルについて生徒に指導すること。

エ いじめ、偏見、差別等の兆候や、児童・生徒等が発信する微細なサインを教職員が見逃したり、教職員が一人で抱え込んだりしてしまわないよう、教職員は、児童・生徒等の様子を細かく観察、把握するとともに、児童・生徒等のサインや悩みを受け止めた際には、一人で問題を抱え込まず、組織的な対応を行うこと。

オ 必要に応じてスクールカウンセラー等による児童・生徒等の心のケア等を実施するとともに、児童・生徒の相談先として「24時間子どもSOSダイヤル」や「SNSいじめ相談@かながわ」を活用することも周知すること。

※「24時間子どもSOSダイヤル」0466-81-8111
0120-0-78310なやみいおう（フリーダイヤル）

※LINEを活用した生徒相談「SNSいじめ相談@かながわ」
（相談窓口につながる二次元コードを記載したカードは学校に送付済み）
次のURLで二次元コードを記載したホームページにアクセスできる。
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/vn7/cnt/snssoudan/oshirase.html>

6 新型コロナウイルス感染症の感染者が出た場合の当面の対応

(1) 学校で感染者が発生した場合の臨時休業について

ア 令和2年12月4日付保健体育課長より文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」の改訂について」を送付したが、「学校で感染者が発生した場合の臨時休業について」は、昨今の神奈川県内の感染状況に鑑み、当面の間、対応の変更は行わないこととする。

イ 濃厚接触者の特定は保健所が行うが、児童・生徒等の出欠状況により、明らかに濃厚接触者がおらず、教育活動の継続について、既に保健所の判断、学校医の意見を聴取している場合は、柔軟に対応することとする。学校は、保健体育課に相談する。

(2) 感染者が出た場合の当面の対応の概要】

ア 対応が決定するまでの間、校長は、感染症の予防上必要があるときは、保健体育課と協議のうえ、臨時に学校の全部を休業とする。（学校保健安全法（昭和33年4月10日法律第56号）第20条）また、臨時休業の実施について、速やかに児童・生徒等、保護者に周知する。

イ 対応の決定に当たっては、校長は、状況等を踏まえ、保健所からの要請や学校医等の意見を聴取の上、保健体育課と協議し決定する。（学校において予防すべき感染症の季節（平成30年3月発行）

※ 教育活動中の場合は、速やかに全ての教育活動を取りやめ、保護者及び児童・生徒等の帰宅（登校禁止）及び生徒の自宅待機を指示する。

※ 児童・生徒等の保護者へ「登校禁止についてのマチコミメール」を送付

エ 保健所の指示に基づき、学校は、当該児童・生徒等の情報収集、濃厚接触者の特定への協力、他の児童・生徒等及び教職員の健康状態の把握、校内の消毒等の対応を行う。

※ 学校は、①保健所による濃厚接触者の特定、②保健所の指導・助言を踏まえた校内消毒の完了、③保健所による学校再開の見解、④学校医による学校再開の見解、を確認し、県教育委員会と学校再開または臨時休業について協議する。

* 新型コロナウイルス感染症の陽性者が出た場合の当面の対応の詳細については、【別添資料1】令和2年6月11日付保健体育課長通知「児童・生徒等が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合等の学校における当面の対応について（令和2年6月11日時点）」及び【別添資料2】令和2年9月4日付保健体育課長事務連絡「週休日等（授業日以外）に生徒が新型コロナウイルス感染症の陽性になった場合の対応」（別紙を一部修正）を確認し、対応すること。